

事業事前評価表

国際協力機構 農村開発部
農業・農村開発第一グループ第二チーム

1. 案件名

国名：インドネシア共和国

案件名：和名 農業保険実施能力向上プロジェクト

英名 The Project of Capacity Development for the Implementation
of Agricultural Insurance

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における農業保険セクターの開発実績（現状）と課題

地球規模の気候変動や自然災害は世界各国の食料生産に大きな影響をもたらすと予想され、気候変動対策への取り組みは、先進国、途上国を問わず高い関心事項となっている。

インドネシア共和国（以下、「インドネシア」という）政府によれば、同国の食料生産量は気候変動の影響により 2050 年には 38%の低下（2015 年比）が生じると予測されている。このため、インドネシア政府は、食料安全保障や農家の所得向上を政策上の優先課題の一つとして位置付け、2013 年 7 月に農民保護エンパワメント法を制定し、農業保険の導入及びそのための政府支援を同法に明記している。

インドネシア政府は、2012年雨期作より農業保険のパイロット事業を開始¹、JICAの支援²等を経て、2015年雨期作にはコメおよび家畜を対象として16州で拡大パイロット事業を実施、2016年乾期作（4月～9月）からはコメ生産地全22州において、損害補てん型農業保険が本格実施されている。

しかしながら、拡大パイロット事業は1作期のみの実施であること、また対象州が16州へと拡大したことから、政府および地方における実施体制の構築、保険制度としての定着、農業者に対する普及・啓発、加入情報収集・整備等、自国の政策として実施していくうえでの能力向上が必須となっている。

こうした背景を踏まえ、インドネシア政府は、現行農業保険制度における課題に対応し、さらに農業保険制度の充実・多様化のためにインデックス型の保

¹ スマトラ州および東ジャワ州の2州の水田でのコメ栽培を対象としたパイロット事業。2012年雨期作は623haの加入、2013年雨期作は2,202haの加入があった。なお、雨季作は10月～翌年3月。

² 技術協力プロジェクト「気候変動対策能力強化プロジェクト」（2010年～2015年）を通じて農業保険の制度設計、農業保険に係るロードマップ（2015年～2019年）の検討を支援した。さらに、2014年雨期作に東ジャワ州においてコメを対象にした損害補てん型の農業保険パイロット事業の実施を支援した。

険³の導入や他作物への農業保険拡大を視野に入れた支援にかかる技術協力プロジェクトの実施を我が国政府に要請した。

(2) 当該国における農業保険セクターの開発政策と本事業の位置づけ

国家中期開発計画（RPJMN2015～2019）においても、農業保険の導入が明記されており、農業保険の導入は政策上の優先課題の一つとして位置付けられている。2015年には1,500億ルピア⁴の予算を充当し、政府事業として農業保険の拡大を図っている。本事業は、急速に進むインドネシア国の農業保険事業に対し、日本の知見・経験を活かして関連機関の実施能力を向上させ、農業保険事業の安定性を高める事業として位置づけられる。

(3) 農業保険セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

本事業は、対インドネシア共和国国別援助方針（2012年4月）において、「アジア地域及び国際社会の課題への対応能力向上のための支援」に合致し、さらに「気候変動プログラム」にも位置づけられる。これまで、損害補てん型農業保険プロジェクトの実績はなく、また、インデックス型については、民間連携等による調査が主であり、本事業と同等規模で実施を支援した実績はない。

しかしながら、農業保険は、世界銀行・FAO・UNDP等の他ドナーにおいても食料安全保障および気候変動対策の有効な手段と認識されており、援助実績の蓄積が望まれるセクターである。

(4) 他の援助機関の対応

インドネシア国の農業保険（損害補てん型）に対して、これまで他の援助機関の実績はない。インデックス型について関心を持っている援助機関もあるが、インドネシア政府は損害補てん型のみを採用しており、現状は調査にとどまっている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、インドネシアにおいて、現行損害補てん型農業保険の実施促進・改善および農業保険の対象拡大を視野に入れた他スキームの検討を行うことにより、実施機関関係者の実施能力が改善することを図り、もって、農業保険事業の継続的な運営に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：ジャカルタ特別州／東ジャワ州・南スラウェシ州

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：農業保険事業に関わる実施機関の職員、対象州の農業保険加

³ 天候インデックスおよび収量インデックス農業保険

⁴ 日本円で約 12 億円（1 ルピア=0.008 円で試算）

入対象となる農民

間接受益者：農業保険加入対象となる農民

(4) 事業スケジュール（協力期間）：2017年3月～2022年3月を予定（計60ヶ月）

(5) 総事業費（日本側）：約6億円

(6) 相手国側実施機関：BAPPENAS、農業省、財務省、BMKG、Jasindo⁵

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（250MM程度を想定）：

長期専門家：総括、業務調整

短期専門家：副総括／農村金融、インデックス型保険、顧客情報管理、啓蒙・普及、損害査定他

② 研修員受入（本邦または第三国）：農業保険制度・政策、インデックス型保険他

③ 資機材供与：事務機器等

2) インドネシア側

・ C/Pの配置

・ ローカルコスト

日本側が負担しない資機材の調達及び設置、人件費、事務・運搬経費（インドネシア国内の国内旅費を含む）、日本人専門家への便宜供与

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発・気候変動対策

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる農業セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

2) ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減

インドネシアの農業保険制度においては、農地保有面積が少ない農家を特に支援する内容となっており、ジェンダー活動統合案件として要請がなされている。2011年の貧困プロフィールによると、貧困層に占める女性世帯主世帯の割合は増加しており、特に農村部では男性世帯主世帯と女性世帯主世帯の支出水準にも35%程度の差があると報告されている。保険加入促進

⁵ 国営の保険会社。農民保護エンパワメント法では国営企業が農業保険を取り扱うことが定められており、現状では損害補てん型農業保険の販売ができる唯一の国営企業。

に際しては農民グループ等の情報をもとに、女性や貧困層へのアプローチに配慮して活動を進めるとともに、農業保険の情報に女性がアクセスしやすい環境づくりに配慮することとする。

3) 気候変動対策

本事業で農業保険の実施促進・改善および農業保険の対象拡大を視野に入れた他スキームの検討等を図ることは、将来的な気候変動の影響への緩和に貢献するため、気候変動対策（適応策）に資する。

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

「気候変動対策能力強化プロジェクト」（技プロ）：2010年10月～2015年10月

「食料安全保障を目指した気候変動適応策としての農業保険における損害評価手法の構築と社会実装」（SATREPS）：計画中

2) 他ドナー等の援助活動

他ドナー事業と直接的な連携は想定していない。

ただし、インデックス型の保険の検討については、他ドナーも関心を示して調査を検討しており、本邦企業含め、民間保険会社の動向にも留意する。

4. 協力の枠組み

(1) 上位目標と指標

インドネシア国において、農業保険事業が継続して実施される。

<指標>

- ① 農業保険が保険加入者数、対象地域、収支等の観点から適切かつ健全な運用を維持する。
- ② 農業保険の継続性に関する正の影響が認識される。
- ③ 農業保険事業が次期国家中期開発計画（2020-2024）において引き続き重要政策として記載される。

(2) プロジェクト目標と指標

農業保険事業に関わる省庁、機関、州政府およびその他の関係機関の農業保険実施に関する能力が強化される。

<指標>

- ① 農業保険に対する加入者の満足度が改善する。（再加入率、支払い及び損害査定にかかる期間の短縮等）
- ② 全国における農業保険加入面積および加入者数が増加する。
- ③ 各種提言を踏まえ、関係省庁が必要なアクションを行う。

(3) 成果

- ①コメを対象にした現行農業保険スキームの実施能力が強化される。
- ②農業保険スキームの分析、改善に関する能力が強化される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

インドネシア政府により農業保険実施に係る人員・予算が確保される。

(2) 外部条件（リスクコントロール）

農業保険に関するインドネシア政府の政策が大幅に変更しない。

実施機関が引き続き協力を行う。

パイロット州において、未曾有の大災害が発生しない。

6. 評価結果

本事業は、インドネシア国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

これまで農業保険の支援実績はないため、政府独自の保険制度の導入・定着・改善の一端を担うプロジェクトを類似案件とする。

・タイ国公的医療保険情報制度構築支援プロジェクト

同プロジェクトは、タイ政府独自の医療保険制度改革の大きな流れの一端を担うプロジェクトであることから、その実施においては、タイ政府（特に保健省国民医療保障局）独自の事業の動向の情報収集やカウンターパートとの意見交換を行うことが期待されていた。しかしながら、このような認識はJICA担当者や専門家が交代するなかで、関係者間で十分に意識されなくなった。相手国政府独自の政策や改革と同時並行的に進められるプロジェクトについては、関係者が交代してもプロジェクト開始当初の留意事項が引き継がれるよう、専門家の業務内容に明記するか、PDM やPO 等、日常的に専門家およびカウンターパートが参照する文書に記載しておくことが重要である。

(2) 本事業への教訓

・プロジェクト実施機関として、制度に関わる関係機関のすべてを配置し、各種合意文書の署名を取り付けるとともに、それぞれの役割を整理しつつ、関係機関によるモニタリング・評価・制度へのフィードバックの仕組み作りを支援する枠組みを検討した。特に現場レベルと中央レベルの意思疎通を活性化することの重要性をプロジェクト開始前から実施機関の間で共有しており、相互の情報交換についても、プロジェクト活動に組み込んでいく。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. (1) のとおり。
- (2) 今後の評価計画
事業終了3年度 事後評価